

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件 五七
  - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件四件 五七
  - 土地改良区の定款の変更を認可した件 五六
  - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 五六
  - 道路の区域を変更する件 五六
  - 道路の供用を開始する件 五九
  - 都市計画事業を認可した件 五九
  - 県営土地改良事業の工事が完了した件四件 五九
  - 砂利採取業務主任者試験を実施する件 五九

## 告 示

**福島県告示第六百二十八号**  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十七年九月四日から平成二十八年一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十七年九月四日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか  
 福島県知事 内堀雅雄

- 二 変更した事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
 （変更前）別紙書面のとおり  
 （変更後）別紙書面のとおり  
 変更した年月日  
 別紙書面のとおり  
 届出年月日  
 平成二十七年六月十九日  
 届出をした者  
 片倉工業株式会社  
 （「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
 （商業まちづくり課）

- 福島県告示第六百二十九号**  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年九月四日から同年十月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び石川町産業振興課に備えて縦覧に供する。  
 平成二十七年九月四日
- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地  
 福島県知事 内堀雅雄
  - 二 法第八條第一項の規定により石川町から聴取した意見の概要  
 （商業まちづくり課）

- 福島県告示第六百三十号**  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年九月四日から同年十月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備えて縦覧に供する。  
 平成二十七年九月四日
- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地  
 福島県知事 内堀雅雄
  - 二 法第八條第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百三十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年九月四日から同年十月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン西若松 福島県会津若松市住吉町二百八十二番地ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百三十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年九月四日から同年十月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル郡山横塚店 福島県郡山市横塚二丁目二百番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十四条で準用する同法第三十条第二項の規定により、会津南部土地改良区連合会から平成二十七年八月五日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十五日認可した。

平成二十七年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第六百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十七年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

五十嵐方隆 五十嵐重一 五十嵐良二 五十嵐半次 春日忠兵衛 五十嵐森光 五十嵐春男 五十嵐さとみ 芳賀岩佐 星豊作

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成二十七年福島県告示第五百六十二号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第六百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に於いて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十七年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇一号	会津若松市北会津町北 後庵字上川原四四番一 地先から 同 市北会津町北 後庵字上川原四五番一	変更前 A 変更後 B	一一・〇 一一・八 一一・二 一四・〇	一六〇・〇 一七〇・〇

地先まで
変更後
A 一・二・〇・〇 一・二・一・八
一六〇・〇

(道路計画課)

**福島県告示第六百三十六号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、東北地方整備局及び同局郡山国道事務所並びに福島県土木部道路総室道路計画課で平成二十七年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十七年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二二二号	河沼郡湯川村大字桜町字八日町一 一四番地先から 会津若松市高野町大字中沼字西坂 才甲七〇二番一地先まで	平成二十七年九月六日

(道路計画課)

**福島県告示第六百三十七号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第四項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。  
平成二十七年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 アドレス・しんとく建設工業平上荒川宅地開発共同企業体
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画一団地の住宅施設事業 平上荒川一団地の住宅施設
- 三 事業施行期間 平成二十七年九月四日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 いわき市平上荒川字後沢及び字五老内、内郷小島町服部沢並びに明治団地の各一部の区域

(まちづくり推進課)

**公 告**

**公告第二百一十一号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、

柳沢沼地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十六年十二月二十四日完了したので公告する。  
平成二十七年九月四日

福島県知事 内堀雅雄  
(農村計画課)

**公告第二百一十二号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、細麻沼地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十七年一月十六日完了したので公告する。  
平成二十七年九月四日

福島県知事 内堀雅雄  
(農村計画課)

**公告第二百一十三号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、大岩堰地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十七年三月二十日完了したので公告する。  
平成二十七年九月四日

福島県知事 内堀雅雄  
(農村計画課)

**公告第二百一十四号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、反田地区に係る経営体育成基盤整備事業の工事は、平成二十七年七月九日完了したので公告する。  
平成二十七年九月四日

福島県知事 内堀雅雄  
(農村計画課)

**公告第二百一十五号**

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。  
平成二十七年九月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 試験日時

平成二十七年十一月十三日(金) 午前十時から正午まで

二 試験場所

福島県庁本庁舎五階正庁(福島県福島市杉妻町二番十六号)

## 三 受験願書の提出期間

平成二十七年十月一日から同月二十日まで（郵送による場合は、同月二十日までの通信日付印のあるものを有効とする。）

## 四 受験手数料

受験手数料は、七千六百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼って納入すること（消印はしないこと。）

## 五 その他

受験願書等の用紙は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室及び福島県建設事務所（相馬港湾建設事務所、小名浜港湾建設事務所、県北流域下水道建設事務所及び県中流域下水道建設事務所を除く。以下同じ。）で配布し、受付は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室で行う。なお、詳細については、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室又は福島県建設事務所に問い合わせること。

（技術管理課建設産業室）